質 問 書(回答)

2020年 8月 20日

「全世界教育・社会保障分野における COVID-19 を受けた途上国における民間技術活用可能性に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」(公示日:2020年8月5日/調達管理番号:20a00338)について、以下のとおり回答します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.12、第2章 特記仕様書 2. 調査の	本入札説明書における「ODA 事業」の意味する	「ODA 事業」は弊機構の ODA 事業(技術協力、
	目的 等	範囲は、貴機構の①技術協力プロジェクト、②無	資金協力、民間連携事業等)を指します。
		償資金協力、③有償資金協力、④民間連携事	
		業であるとの理解でよろしいでしょうか。あるい	
		は、他のスキーム(例えば国際緊急援助やボラ	
		ンティア派遣等)を含めた我が国の一切の ODA	
		事業が含まれますか。	
2	p.12、第2章 特記仕様書 2. 調査の	本入札説明書における「ODA 事業等」という場	「ODA 事業等」は「民需・官需」に相当します。
	目的 等	合の「等」は、後出する「民需・官需」に相当する	また民需の調査においては、純粋な営利事業の
		との理解でよろしいでしょうか。一方、調査の目	活用可能性も該当します。(企業の営利活動自体
		的に「開発協力における活用可能性を調査」と	が途上国の開発課題の解決に資するため)
		記載されていることから、ODA 事業によらぬ場	
		合も想定する活用の場は開発協力に限定され、	
		純粋な営利事業での活用可能性は、本調査の	
		範囲を超えているとの理解で正しいでしょうか。	
3	p.12、第2章 特記仕様書 2. 調査の	調査対象国の経済インフラ分野における状況	ご指摘の記載を以下の通り訂正します。
	目的 成果1	は、「教育・社会保障分野」と読み替えて差し支	【訂正前】COVID-19 感染拡大で変化する調査対
		えありませんか。	象国の <u>経済インフラ分野</u> における状況とニーズ
			の変化を業界の構造変化を把握する。

			【訂正後】COVID-19 感染拡大で変化する調査対
			象国の <u>教育・社会保障分野</u> における状況とニー
			ズの変化を業界の構造変化を把握する。
4	p.12、第2章 特記仕様書 3. 調査実	「10 社分の製品・技術の開発途上国での活用・	本調査では 10 の製品・技術の開発途上国での
	施上の留意事項 (2)提案技術・製品	ODA 活用可能性を検討する」とありますが、複	ODA 等での活用可能性を検討します。P.12 最終
	の選定 等	数の技術・製品を提案している企業もあります。	行からの記述を以下の通り訂正致します。
		10技術・製品ではなく、10社という理解で差し支	
		えないでしょうか。	【訂正前】「調査では応募のあった中から 10 社分
			の製品・技術の開発途上国での活用・ODA 活用
			可能性を検討する」
			【訂正後】「調査では応募のあった中から 10 の製
			品・技術の開発途上国での ODA 等での活用可
			能性を検討する」
5	p.12、第2章 特記仕様書 3. 調査実	2020 年 7 月 3 日~27 日に本調査への参画企	ご理解の通りです。
	施上の留意事項 (2)提案技術・製品	業を募集された際、募集要項に、教育・社会保	
	の選定 等	障分野は、「1.教育サービスの維持」「2.労働安	
		全衛生」「3.貧困者・障害者等の社会的脆弱層を	
		取り巻く課題」を対象とすることが明示されてい	
		ました。本調査で検証する課題やニーズも、それ	
		に準じて設定するという理解で正しいでしょうか。	
6	p.13、脚注 2	「技術提案書では、提案者の強みや実施中の	ご理解の通りです。
		ODA 事業を踏まえ」とありますが、ここでの「提	
		案者」とは、自社製品・技術による本調査への参	
		画を提案した企業のことを指しており、技術提案	
		書の執筆者(応札者)を指しているのではないと	
		の理解で正しいですか。	

7	p.14、脚注 6	「本調査項目に関し、現地傭人は各国 4MM 程	ご指摘箇所の記載は各国4MMとなります。
		度」と記載されておりますが、「各国 2MM 程度」	【補足】
		の理解で正しいですか。	「I. 全般状況調査」については8カ国すべての国
			について調査するため、各国 1MM×8 カ国
			=8MM 程度となりますが、「II.技術活用可能性詳
			細調査」については 4 か国に絞りこむため、各国
			4MM×4か国で 16MM 程度となります。
8	p.20(4)自社と雇用のない業務従事者	共同企業体の場合の補強の人数の上限は、①	共同企業体の場合の補強の人数の上限は、③代
	の配置	共同企業体代表と構成員全員の人数の 2 分の	表者、構成員各々の組織の 2 分の 1 となりま
		1、②代表、構成員のうち人数が多い方の組織	す。よって、例示されているケースでは、③代
		の 2 分の 1、③代表、構成員それぞれの組織の	表者の補強1名、構成員の補強2名の計3名
		2分の1のどの考え方になりますか。	となります。
		例えば、代表者2名、構成員4名の場合、①で	
		は補強は3名(代表者の補強)、②では補強は2	
		名(構成員の	
		補強)、③では補強は代表者の補強 1 名、構成	
		員の補強2名の計3名となりますが、どの考え	
		方が正しいでしょうか。	